

新たな企業集団評価制度について

国土交通大臣が次に掲げる要件のいずれにも適合するものとして認定した企業集団に属する建設業者（連結子会社）については、連結財務諸表により経営状況（Y）を評価

< 企業集団の要件 >

以下の要件を満たす親会社及び連結子会社からなる企業集団であること
親会社が会計監査人を設置し、会計監査を受けていること
企業集団に含まれる連結子会社が

- a 親会社が有価証券報告書提出会社である場合には、財務諸表等規則に定める子会社であること（実質支配基準）
- b 親会社が有価証券報告書提出会社以外の場合には、親会社が議決権の過半数を有していること（形式基準）

< 経営事項審査の評価方法 >

経営状況（Y）については、親会社だけでなく、連結子会社も連結財務諸表により評価

ただし、次の場合には、連結財務諸表による評価は適用しない

- a 連結子会社の売上高が企業集団全体の売上高の一定割合（例えば5%）未満である場合
- b 連結子会社の単体評価による評点が連結評価による評点に比べ一定割合（例えば2/3）未満である場合

Y以外の項目については、経審を受ける会社の実際の完工高、技術者数等により評価

< その他 >

上記の企業集団の評価制度の適用の有無に関わらず、建設業者が連結財務諸表の作成を義務付けられている有価証券報告書提出会社である場合には、当該建設業者については、必ず連結財務諸表により経営状況（Y）を評価

企業集団内における技術者の出向の取扱いについては、引き続き検討